

資料 3

障害者差別解消法の施行に向けた準備について

障害者差別解消法における地方公共団体の取組に関する事項

1 責務（第3条）

障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、実施しなければならない

2 環境の整備（第5条）

合理的配慮を的確に行うため、バリアフリー化、コミュニケーション支援のための人的支援、職員への研修など、必要な環境の整備に努める

3 行政機関等における障害を理由とする差別の禁止（第7条）

- (1) 不当な差別的取扱いの禁止（法的義務）
- (2) 合理的配慮の提供（法的義務）

4 地方公共団体等職員対応要領の作成（第10条）

職員が遵守すべき服務規律の一環として「地方公共団体等職員対応要領」を定める

- ※ 基本方針に従って作成する（記載事項、作成手続等）
- ※ 「国等職員対応要領」の作成（27年度上半期）、地方公共団体への支援（27年度下半期）
が予定されている

5 相談及び紛争の防止等のための体制の整備（第14条）

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の相談、紛争の防止、解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図る

6 啓発活動（第15条）

障害を理由とする差別の解消について関心と理解を深めるため啓発活動を行う

7 障害者差別解消支援地域協議会（第17条～第20条）

国及び地方公共団体の関係機関は、当該地方公共団体の区域における相談対応や差別解消の取組を効果的かつ円滑に行うため、「障害者差別解消支援地域協議会」を組織することができる

- ※ 既存の相談機関の連携等により相談の谷間をなくすことが目的
- ※ 現在、内閣府において「障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業」が実施されており、
地域協議会の在り方が検討されている。27年夏を目途にマニュアルが示される予定。

障害者差別解消法の解説④（第6条、第9条～第11条）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

【位置付け】障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、政府において施策の基本的な方向や対応要領・対応指針の基本となる考え方等を示すもの

【作成主体】政府（閣議決定）

【作成手続】案の作成に当たっては、障害者政策委員会の意見を聴くとともに、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じることが必要

- 【内容】
- ①障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
 - ②行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別の解消するための措置に関する基本的な事項
 - ③事業者が講ずべき障害を理由とする差別の解消するための措置に関する重要事項（※）
 - ④その他障害を理由とする差別の解消するための施策に関する施策に関する施策に関する基本的な考え方等を想定

※ 障害を理由とする差別の解消するための措置に関する基本的な方向

基本方針に即して作成

主務大臣の定める対応指針

主務大臣が作成。障害を理由とする差別の禁止に関する事業者が適切に対応することができるよう、当該事業分野における不当な差別的取扱いの具体例や合理的配慮の好事例等を示す

地方公共団体等職員対応要領

地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が作成。障害を理由とする差別の禁止に関する機関等の職員が適切に対応することができるよう、当該機関等における不當な差別的取扱いの具体例や合理的配慮の好事例等を示す

※ 地方分権の観点から、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は要領の作成に努めることとされる。また、要領の作成にかかる国協力に関する規定あり。

国等職員対応要領

国の行政機関の長及び独立行政法人等が作成。障害を理由とする差別の禁止に関する機関等の職員が適切に対応することができるよう、当該機関等における不當な差別的取扱いの具体例や合理的配慮の好事例等を示す

作成に当たっては、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが必要
(地方公共団体等職員対応要領については、必要な措置を講ずるよう努めることとされている)

障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業の実施に係る同協議会の設置・運営暫定指針の概要

1 地域協議会を組織する趣旨

- ・地域協議会の事務

障害者差別に係る相談等に係る協議や地域における障害者差別を解消するための取組にに関する提案※個別事案ごとに差別か否かの判断を行ううものとする。

・対象となる障害者差別に係る事案

一般私による事案は地域協議会における情報共有の対象としないこととするが、環境の整備に関する相談、制度等の運用に関する相談についても情報共有の対象とすることとする。

2 地域協議会の基本的な仕組み

- ・地域協議会の組織 ※条例を根拠とする必要はないことに留意
- ・地域協議会を組織するに当たっては、都道府県、市町村、特別区など地方公共団体が主導して組織すること
- ・運営方法 代表者会議、実務者会議を設けるなどが考えられること

想定される地域協議会の構成機関等 ※当事者の参加について特に留意すること

都道府県		市町村	
国の機関	法務局、労働局 等	法務支局、公共職業安定所 等	
行政 地方公共団体	障害者施策主管部局、都道府県福祉事務所、保健所、精神保健福祉センター、都道府県消費生活センター、教育委員会 等	障害者施策主管部局、福祉事務所、保健センター、市町村消費生活センター、教育委員会 等	
当事者	障害者団体、家族会 等	障害者団体、家族会 等	
教育	校長会、PTA連合会 等	PTA会長 等	
福祉等	都道府県社会福祉協議会、民間・児童委員協議会、福祉専門職等団体、社会福祉施設等団体、障害者就業・生涯支援センター 等	市町村社会福祉協議会、相談支援センター、市民事業者(基幹相談支援事業者)、市民・児童委員 等	
関係機関	医師会(医師)、歯科医師会(歯科医師)、看護師、医療機関	医師、歯科医師、保健師、看護師 等	
事業者	商工会議所、経営者協会、公共交通機関、特例開港場、特例会社 等	商工会議所、公共交通機関、特例開港場、特例会社 等	
法曹等	弁護士会、司法書士会 等	弁護士、人権擁護委員 等	
その他	学識経験者、新聞社、放送局 等	学識経験者 等	

3 都道府県単位で組織する地域協議会と市町村単位で組織する地域協議会について ※指定都市は都道府県に準ずるものとする

・都道府県の地域協議会に期待される役割

- ①事案の情報共有及び構成機関等への提言
- ②地域における障害者差別解消の推進のための取組に関する協議・提案

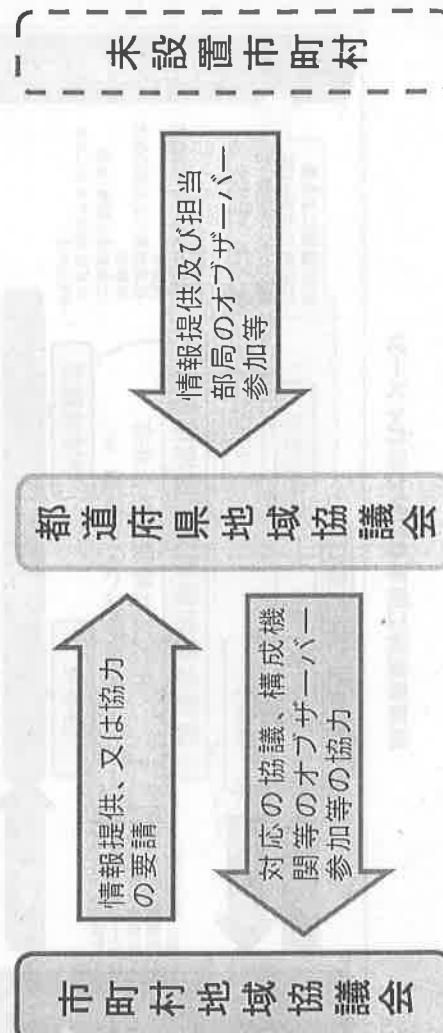
・市町村の地域協議会から情報提供又は協力を求められた事案の対応に係る協議

- ③市町村の地域協議会に期待される役割
- ①事案の情報共有及び構成機関等への提言
- ②事案の解決を後押しするための協議
- ③事案について、都道府県の地域協議会への情報提供又は協力を求めることがあること

・都道府県の地域協議会と市町村の地域協議会の関係

- ①地域協議会を組織している市町村と都道府県との関係
- 広域にわたりる課題や市町村の地域協議会に参加する構成機関等の権限に属さない事項については都道府県の地域協議会に情報提供又は協力を求めること
- ②地域協議会を組織していない市町村と都道府県との関係

未設置市町村で生じる問題への対応は都道府県の地域協議会が扱うこと



4 地域協議会の事務局

・役割

地域協議会の事務局は、運営の中核として地域における障害者差別の事案を取り巻く状況を的確に把握し、必要に応じて他の関係機関との連絡調整を行うこと

- ①協議会に関する事務の総括
- ②取組の実施状況の進行管理
- ③取組の実施に係る関係機関等との連絡調整

・想定される部署

各地方公共団体の障害者施策主管部局が一般的に想定されるが、具体的にどの部局を事務局とするかは各地方公共団体の判断によること

・その他の機能

権限を有する他の機関につなぐといったコードイネート機能も併せて持つこと

※事案に対応する相談員を別途配置するかについては各地方公共団体の判断による

5 相談及び紛争の防止等のための体制

・役割

- ①障害者差別に関する相談窓口の明確化
- ②紛争を防止又は解決する機能の充実・強化
- ・地域協議会への情報提供

①地域内に他の適切な機関がない事業

②複数の機関による連携が必要と思われる事業

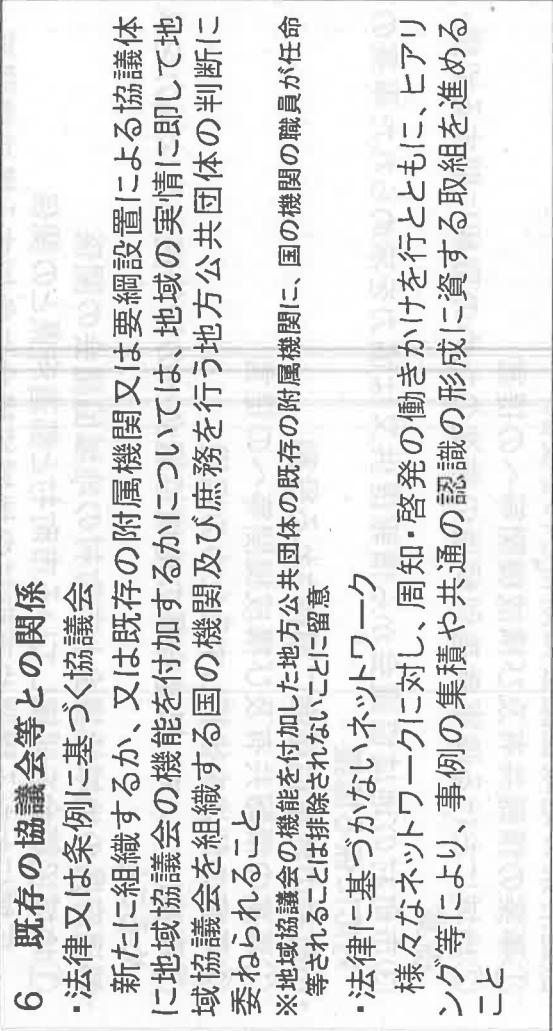
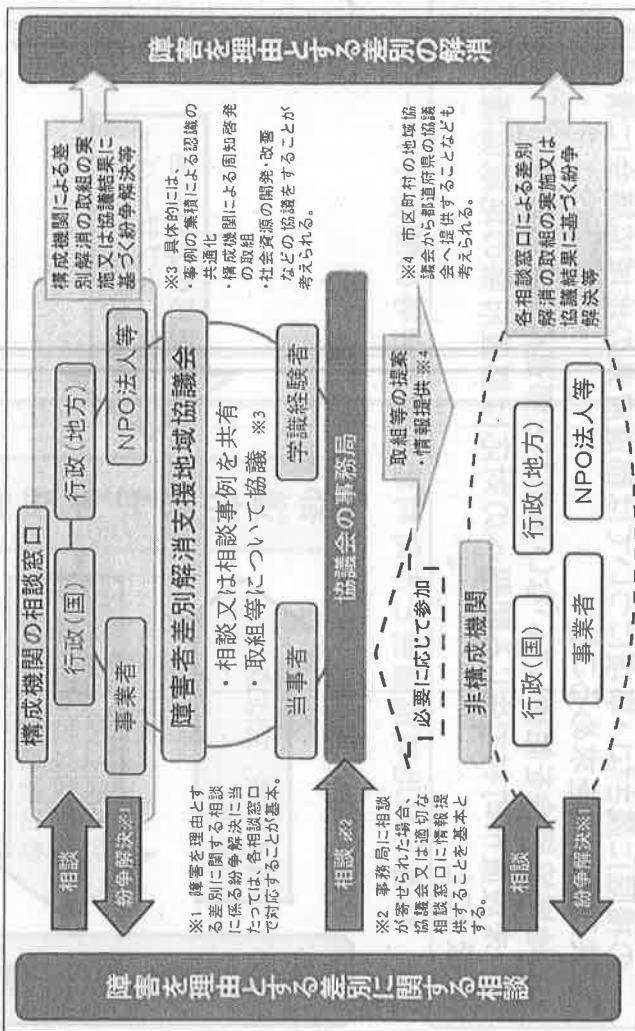
③紛争の解決に至った事業

④本人は障害者差別と認識していないが困難を抱えているような事業

※情報提供に当たっては、本人の同意を得る又は個人情報や秘密に係る情報を特定しない範囲で情報提供することに留意

7 秘密保持義務

- ・本体制整備事業は、法施行前に行われるものであることから、地方公務員法や刑法等による秘密保持義務があるものを除き、法律上の秘密保持義務は生じないことに留意
- ※体制整備事業においては、構成員に対し誓約書の提出を求めるなどにより、秘密保持義務を担保すること



6 既存の協議会等との関係

・法律又は条例に基づく協議会

新たに組織するか、又は既存の附属機関又は要綱設置による協議体に地域協議会の機能を付加するかについては、地域の実情に即して地域協議会を組織する国の機関及び庶務を行う地方公共団体の判断に委ねられること

※地域協議会の機能を付加した地方公共団体の既存の附属機関に、国の機関の職員が任命等されることは排除されないことに留意

・法律に基づかないネットワーク

様々なネットワークに対し、周知・啓発の働きかけを行とともに、ヒアリング等により、事例の集積や共通の認識の形成に資する取組を進める

熊本県障害者虐待防止連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第39条の規定に基づき、熊本県障害者虐待防止連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(目的)

第2条 連絡会議は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する適切な支援を行うために、関係機関及び団体等が相互の連携を強化することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議、検討を行うものとする。

- (1) 障害者の虐待防止・権利擁護についての関係機関及び団体等の連携体制整備に関すること。
- (2) 障害者の虐待防止・権利擁護に関する研修、相談、啓発等の取り組みに関すること。
- (3) 障害者虐待の事例分析に関すること。
- (4) その他障害者の虐待防止・権利擁護に関すること。

(構成)

第4条 連絡会議は、別表に掲げる機関により構成する。

2 連絡会議においては、必要と認めた障害者虐待防止に関する関係者を、隨時参加させることができる。

(会議)

第5条 連絡会議は、おおむね1年に2回程度開催することとし、必要に応じ、臨時に開催することができるものとする。

(事務局)

第6条 連絡会議の事務局は、熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課におく。

附 則

この要綱は、平成24年7月31日から施行する。

この要綱は、平成26年6月20日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	構成機関
支 援 機 関	公益社団法人 熊本県医師会
	熊本県弁護士会
	熊本県司法書士会
	一般社団法人 熊本県社会福祉士会
	社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会
	熊本県民生委員児童委員協議会
障がい福祉施設等	熊本県身体障害児者施設協議会
	熊本県知的障がい者施設協会
	公益社団法人 熊本県精神科協会
団 体	社会福祉法人 熊本県身体障害者福祉団体連合会
	社会福祉法人 熊本県手をつなぐ育成会
	熊本県障害児・者親の会連合会
	熊本県自閉症協会
	一般社団法人 熊本県精神障害者福祉会連合会
	公益社団法人 熊本県精神保健福祉協会
市 町 村	熊本県市長会
	熊本県町村会
行 政 関 係 者	熊本市障がい保健福祉課
	熊本労働局（総務部企画室）
	熊本地方方法務局（人権擁護課）
	熊本県警察本部（生活安全部生活安全企画課）
	熊本県教育委員会（特別支援教育課）
	熊本県労働雇用課
	熊本県子ども家庭福祉課
	熊本県認知症対策・地域ケア推進課
	熊本県福祉総合相談所（熊本県女性相談センター）
	熊本県障がい者支援課